

電子媒体利用申請書 (記録データ：冊子等の紙媒体教材の電子データ)					
下記電子媒体（以下「電子媒体」といいます。）の利用を申請します。なお、電子媒体を表記の利用方法及び裏面の利用条件に従って利用することに同意します。					
申請日	平成 年 月 日				
申請者	申請者名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">【団体名】 * 団体の場合は記入</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">【担当者名】</td> <td></td> </tr> </table>	【団体名】 * 団体の場合は記入		【担当者名】	
	【団体名】 * 団体の場合は記入				
	【担当者名】				
	住所	〒			
	電話番号				
FAX番号					
E-mail					
電子媒体教材名	次の教材（以下「教材」といいます。）の電子データが記録されたCD-ROM。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">教材名</td> <td></td> </tr> </table>	教材名			
教材名					
利用方法 * □の該当箇所に「レ」を記入してください。 (重複可)	<input type="checkbox"/> ①教材を改変・編集することなく、その電子データを利用して随時必要な部数の印刷物を製作し配布（印刷部数 部程度）。				
	<input type="checkbox"/> ②教材に配布者として申請者の名称、住所及び電話番号等を追記した電子データを利用して随時必要な部数の印刷物を製作し配布（印刷部数 部程度）。				
	<input type="checkbox"/> ③改変・編集した教材（以下「編集教材」といいます。）の電子データを利用して随時必要な部数の印刷物を製作し配布（印刷部数 部程度）。				
	※③を選択した場合の注意事項 ・編集教材には、「出典・著作権者が消費者庁であること」、「改変・編集箇所」及び「改変・編集者が申請者であること」を明示しなければなりません。 ・消費者庁から別途明示事項について指示がある場合は、指示された事項を明示しなければなりません。 ・編集教材の印刷物の配布前に、編集教材を紙媒体又は編集教材の電子データを記録したCD-ROM等を消費者教育・地方協力課に提出して、消費者庁の確認及び書面（電子メールを含みます。）による承認を得なければなりません。なお、承認が得られない場合は配布できません。				
	<input checked="" type="checkbox"/> ①、②又は③の印刷物（以下総称して「印刷物」といいます。）の配布事項について御記入ください。				
配布場所					
配布対象者					
配布期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
申請書送付先	消費者庁 消費者教育・地方協力課 消費者教育推進室 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階 電話番号：03-3507-9149 F A X：03-3507-9259				

利用条件

- 1 教材及び電子媒体に記録された教材の電子データ（ソフトウェアを含む全てのコンテンツ）（以下「教材電子データ」といいます。）に関する著作権等の知的財産権は、全て消費者庁に帰属しています。電子媒体（教材電子データを含みます。以下同じとします。）及び印刷物の利用については、表記利用方法欄の口にチェックを入れた業務行為（以下「本件業務」といいます。）に限ることとし、その他の利用・複製・改変・編集・公開・販売・送信・頒布・譲渡・貸与・利用許諾・転載等をする事はできません。ただし、申請者は、本件業務において教材電子データの複製を必要とする場合は、その範囲内で当該複製を行うことができるものとし、当該複製物は、本件業務に限って利用できるものとしします。
- 2 電子媒体の利用料は、無償とします。
- 3 編集教材及びその電子データ（以下「編集電子データ」といいます。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、全て無償で消費者庁に帰属するものとし、申請団体は、編集教材（編集電子データを含みます。以下同じとします。）を本件業務に限って利用できるものとしします。
- 4 申請者は、印刷物を有償で配布することはできません。ただし、消費者庁の事前の書面（電子メール可）による承諾を得た場合は、この限りではありません。
- 5 申請者は、「電子媒体」、「編集教材」、「編集教材の制作、印刷物の製作過程における全ての電子データ及び紙媒体」、「それらの複製物」及び「印刷物」を善良な管理者の注意義務をもって保管・管理しなければなりません。
- 6 消費者庁が申請者に対し、第5項に列記する電子媒体以外の保管・管理物について廃棄を指示した場合は、申請者は、速やかに指示された保管・管理物について、復元不可能な方法により、紛失、漏えいに十分注意した適切な方法で廃棄し、その旨を消費者教育・地方協力課に書面（電子メール可）で報告しなければなりません。
- 7 申請者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとしします。ただし、申請者は、当該第三者に申請者が電子媒体の利用に関して遵守すべき義務と同等の義務を課すとともに、当該第三者の本件業務における行為について、一切の責任を負うものとしします。なお、申請者は、法令、公序良俗や社会通念に反する法人・団体等に本件業務を委託してはなりません。
- 8 申請者は、印刷物に瑕疵がないこと（消費者庁に責任があるものは除きます。）及び編集教材の改変・編集部分について第三者の知的財産権等の権利を一切侵害していないことを保証します。
- 9 申請者は、表記利用方法欄の配布期間の延長を要望する場合は、消費者庁の事前の書面（電子メール可）による承諾を得ることにより期間延長ができるものとしします。

以上